

会議録

会議の名称	令和3年度 第1回清須市空家等対策協議会
開催日時	令和3年7月2日(金) 午後2時30分から午後3時30分
開催場所	清須市役所北館 2階 第1会議室
議題	1. 開会 2. 会長(市長)あいさつ 3. 議事 (1) 清須市空家等対策計画の一部改訂について (2) 特定空家等の経過について (3) その他 4. 閉会
会議資料	資料1 清須市空家等対策計画の改訂概要 資料2 清須市空家等対策計画(案) 資料3-1 特定空家等の経過について 資料3-2 特定空家等の配置図及び現況写真について 参考 財産管理人制度の活用について
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	一部非公開(清須市情報公開条例第7条第4号に該当するため)
傍聴人の数 (公開した場合)	1人
出席委員	永田会長、水野委員、庄村委員、百瀬委員、岡田委員、松井委員、森川委員
欠席委員	渡部委員
出席者(市)	なし
事務局	〔〔建設部〕〕 永渕部長 〔建設部 都市計画課〕 長谷川次長兼課長、大竹計画建築係長、平田主任 〔総務部 税務課〕 渡辺課長 〔市民環境部 生活環境課〕 所課長 〔危機管理部〕 丹羽部長
会議の経過	
●事務局	定刻となりましたので、ただいまから令和3年度「第1回清須市空家等対

策協議会」を開会いたします。

私は、本日司会を務めます、建設部次長兼都市計画課長の長谷川でございます。よろしくお願いいたします。開会に先立ちまして委員の出席状況についてご報告いたします。本日、渡辺委員が他の公務のため、欠席とご連絡をいただいておりますが、委員の半数以上の方が出席されております。従いまして、「清須市空家等対策協議会条例」第5条第3項の規定によりまして、本会議が成立していることをご報告いたします。

なお本日は、「清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱」第3条の規定により公開会議となっておりますが第2項の規定により一部非公開で行います。傍聴人各位におかれましては途中で退出していただきますのでよろしくお願いいたします。また、同要綱第6条第4項の規定により、お手元に配布しました遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、清須市空家等対策協議会の会長であります永田市長からごあいさつ申し上げます。

●永田会長
(市長あいさつ)

●事務局

ありがとうございました。

続きまして、本日ご出席の皆様には「清須市空家等対策条例」第3条第2項の規定に基づきまして、市長より委員の委嘱をさせていただいております。任期としましては、令和5年6月30日まででございます。委嘱状につきましては市長より交付させていただきのが本来でございますが、時間の都合上、机上配布とさせていただきましたのでご了承いただきたいと思います。

次に、本日お配りしました資料のご確認をおねがいします。

(資料の確認)

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。これより議事に入りますが、ここからの会議進行につきましては、会長であります永田市長にお願いをいたします。

●永田会長

それでは、会議の進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、議事(1)「清須市空家等対策計画の一部改訂について」事務局から説明してください。

●事務局

はい、都市計画課の平田と申します。私から議事(1)「清須市空家等対策計画の一部改訂について」ご説明いたします。それでは、紙面下側中央のページ数と右上の資料番号にてご説明いたします。1ページ、資料1と2ページ以降の資料2をご覧ください。資料1が清須市空家等対策計画の一部改訂の概要です。資料2が改訂箇所を差し込みした清須市空家等対策計画となっております。では1ページ資料1を用いご説明します。まず1の改訂理由でございます。令和2年10月1日より、本市において、組織機構改革が行われ従前の事務担当課である総務部防災行政課が廃課とな

り、空き家対策については建設部都市計画課に事務が移管されました。そのため、本市の空き家等対策計画に定めている実施体制を改訂する必要があります。

また補足といたしましては、以前の防災行政課にて所管しておりました災害対策等につきましては、新設された危機管理課が所管いたします。

次に、2の改訂部分については改訂前、改訂後を上下に並べております。事務局、総合窓口を都市計画課に置き、危機管理課に災害対策基本法関連を担当していただきます。

空き家対策を都市計画課が所管する利点としましては、日々、建築関係の相談があり、空き家を含む家屋に関する情報が取得しやすいことや、リサイクル法による届け出により、市内の建築物の解体情報が取得しやすいことなどが挙げられます。家屋売買の検討段階において相談がありますので、その際に空き家の解体補助等も案内し、早期に危険な空き家の解体を促すことも可能です。

なお、資料2につきましては、17ページに改訂部分がございます。

空家等対策計画の一部改訂の説明は以上となります。

●永田会長

はい、ただいま議事(1)の説明が終わりました。それでは事務局の説明について、ご意見ご質問あればお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

特にご意見もないようでございますので、議事(1)清須市空家等対策計画の一部改訂については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

ありがとうございます。ご異議ございませんので、原案のとおり承認することにさせていただきます。

次に議事(2)特定空家等の経過について事務局より報告してください。

(議事(2)以降は非公開のため省略)

●永田市長

本日の会議の議事は全て終了しました。長時間にわたり慎重に審議を賜り、また、貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

●事務局

ありがとうございます。これもちまして、「令和3年度第1回清須市空家等対策協議会」を閉会させていただきます。長期間にわたりありがとうございました。

会 議 の 結 果

会議の経過に示したとおり